

学校いじめの防止等基本方針

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼす。いじめが不登校の要因となることも少なくなく、自殺等重大な危険を生じさせる恐れもある。

いじめはどの学校、学級でも起こり得るものであり、また、すべての子どもが突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

本校では、これまで、子どもの尊厳を保持する目的の下、国の「いじめ防止対策推進法」および京都市の「いじめの防止等に関する条例」に基づき、児童間で生じるさまざまな事案に向き合い、恐れることなく「いじめである」「いじめにつながる」と認知してきた。それが、真に子どもを守ることにつながるからである。

この根本的な考え方を堅持しつつ、平成29年3月に改訂された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、令和6年8月に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容や京都市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」等の取組の一層の充実を図ることを決意し、本方針を策定する。

学校教育目標「未来を拓く～めざそう！なりたい自分～」の具現化に向け、生徒指導・授業研究・人権教育を3本柱に据え、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む教育活動を推進する。

○生徒指導…自己指導能力の育成 未然防止の生徒指導へ

子どもの自己実現を支える指導

一人一人を大切にした学級・学年経営 話し合い、高まり合う学習集団

○授業研究…「なりたい自分」へ向かうために 学力向上 資質・能力の育成

主体的・対話的で深い学びの成立

○人権教育…自分も人も大切にする 人権尊重を規範として日常の行動がとれる

人権尊重の精神の涵養

(2) 基本理念

いじめは、学校問題であると同時に社会問題でもある。いじめは子どもたちの間だけで起こる問題ではなく、大人社会においても起こりうる。また、学校だけでなく、公園や塾、課外の習い事等、多くの子どもが集う場でも起こりうる。情報化が加速度的に進み、ICT機器の所有・使用が低年齢化する現代社会において、無料通話アプリ等を使用したネットいじめも多数報告されており、その実態把握はますます難しくなっている。

また、いじめの解決に向けては、いじめに関わる子どもたちの個人的特性や家庭環境、それらを取り巻く地域風土や社会環境等にも目を向けなければならない。

これらさまざまな要因が複雑に絡み合いながらいじめの問題を形成している場合も少なくない状況があり、社会全体で解決をめざしていくことが肝要である。

本校教職員は、「人間性豊かな教職員が子どもに確かな力を育てる」という理念のもと、危機管理意識を高くもち、子どもを守り抜くために、次の通り、教育活動に邁進する。

- ① いじめは人間として絶対に許されない行為であるという、一貫した強い信念をもち、「ならぬものはならぬ」という毅然とした態度で子どもと向き合う。
- ② 教職員の言動が、子どもに大きな影響を及ぼすことを自覚し、品位を保って指導にあたる。
- ③ いじめられている子どもの立場に立って、共感的に寄り添い組織的に対応する。
- ④ 子どもの発する小さなサインを見逃さず、子どもの声にしっかりと耳を傾け、真摯に受け止める姿勢で信頼を得る。
- ⑤ 日ごろから子どもとのふれあいを大切にし、児童理解に努め、信頼関係を築くとともに、児童相互が認め合い、補い合う豊かな関係づくりを進める。
- ⑥ 学校や子どもの様子を積極的に家庭や地域に発信し、協働して子どもの学びと育ちを実現する。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・子ども支援部担当教員・養護教諭（教育相談主任兼任）・学年主任・スクールカウンセラー ※ ケースにより、関係教職員

(2) 役割

【未然防止】

- ・ いじめの未然防止、いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめ（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）の情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ 上記に係る情報があったときには、情報の迅速な共有、アンケート調査や聴き取り調査により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめをおこなった児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

【取組の検証等】

- ・ 「学校いじめの防止等基本方針」における年間計画に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ 「学校いじめの防止等基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・ 「学校いじめの防止等基本方針」が学校の実情に即して機能しているかについての点検を行い、見直しを行う。（P D C A サイクルの実行）

【役割等の周知】

- ・ いじめ対策委員会の役割や構成員等を、児童や保護者・地域等へ周知する。

(3) 開催時期

毎月、子ども支援部定例会に合わせて実施。緊急対応の場合はこの限りではない。

(4) 児童、保護者・地域への周知方法

- ・ 児童に対しては、5月・12月の朝会において、校長講話によって周知する。
また、こころの日（人権学習）に各担任からくり返し周知する。
- ・ 保護者へは、5月・12月の学校だよりで周知する他、学級懇談会において各担任より周知する。
- ・ 地域へは、学校運営協議会理事会や地域各種団体長会議において、校長より周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組**① 学習環境の整備**

- ・ 「割れ窓理論」を生じさせない、清掃、修繕、整理・整頓等の行き届いた校舎・施設・設備管理を心掛ける。
- ・ チャイムで現状を確認することで、見通しをもって行動する力を育む。
- ・ 教室内・廊下には不必要的ものを置かず、常に整理・整頓を心掛ける。
- ・ 気持ちの良いあいさつが行き交う学校づくりを進める。

② 授業改善の充実

- ・ ねらいの明確な授業、分かる喜びがある授業を構築する。
- ・ 主体的・対話的で深い学びの成立をはかる。
- ・ 自学自習の習慣化や、授業と家庭学習との連動を図り、学習内容の定着を図る。
- ・ ICT機器を活用し、学びに対する主体性を高める。
- ・ 各教科等での気づきや学びを繋げ、自身の学びの変容を児童自身が自覚し、より主体的な学びへ繋げる。
- ・ 総合的な学習、生活科の学習において、地域協働学習を大切にし、地域のひと・もの・ことから学ぶ機会を得ることにより、地域への愛着を深める。

③ 道徳教育、人権教育の充実

- ・ 道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・ 学習・活動において、個別最適な学びと共に協働的な学びを重視し、児童の人間関係形成・社会形成能力を高めていく。
- ・ 毎月1回全校一斉で取り組む「こころの日」を設定し、授業参観において積極的に公開する。特に、喫緊の課題として、「いじめをしない・させない・許さない」「情報モラル」「薬物乱用防止」を重点項目に位置付ける。

④ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実（児童会活動、PTA・地域と連携した活動）

- ・ 七条第三地域各種団体、七条中央サービス会、（株）ライフ等と協働した体験活動に取り組む。
- ・ 地域主催の行事に、スタッフとしてボランティア参加をしたり、人々と交流を深めたりする。

⑤ 児童どうしの絆づくり

- ・ 「縦割り遊び」を通して、異年齢児童間のよりよい人間関係を育む。
- ・ 児童の人間関係形成・社会形成能力を高める場の一つとして、自由遊びの時間を確保する。毎週火曜日にはロング昼休みを設定し、思い切り遊べるようにする。

（2）いじめの早期発見・積極的認知のための措置

① 日常の児童に関する情報共有

- ・ 児童の良い姿、気になる姿を、日報に記載し、情報共有し合う。
- ・ 生徒指導主任は、日常的に児童の問題行動の情報収集に努め、いじめ事案については詳細な情報を把握し、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 上記共有された情報は、緊急性を踏まえ、臨時職員会議、職員朝礼、メール配信等最も適切な方法で全教職員で共有する。
- ・ 重大事態については、緊急で「いじめ対策委員会」を開き、対応を検討し、全教職員でできるだけ早く共有する。

② 児童に対する定期的な調査等

- ・ 年2回の学校評価アンケート、年2回のいじめに特化したアンケートを実施し、いじめの兆候、実態を早期に把握する。
- ・ 4年生以上は、クラスマネジメントシートの情報も活用する。

③ ②の調査等の結果の検証および組織的な対処

- ・ いじめまたはいじめの可能性をつかんだときは、担任が教育相談を行い、事実を把握するようにする。
- ・ アンケートの結果を「いじめ対策委員会」において複数の目で分析し、見過ごしや気になる記述がないかを読み取るようにする。
- ・ 必要に応じて、さらに詳細なアンケートや個別の聞き取り調査などを実施することで、事案の詳細を明らかにする。

(3) いじめが起こったときの措置および再発防止に向けた取組**① 基本的な考え方**

子どもがいじめのサインを発するのが、学校内なのか学校外なのか、状況はさまざまであるが、いじめの発見や報告、訴えを受けたときは、すぐに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、以後の対応について検討する。いじめを受けた子どもへの支援やいじめを行った児童への指導、保護者への連絡を速やかに行う。また、重大事態の場合は、教育委員会をはじめ、関係機関や専門機関、警察に連絡し、連携しながら再発防止に努める。

② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有および対応

- ・ いじめの発見や報告、訴えを受けたときは、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、速やかにいじめの事実を確認する。
- ・ 周りの子どもへの関わりを把握する。
- ・ いじめを受けた子どもと、その保護者に対する支援体制をとる。

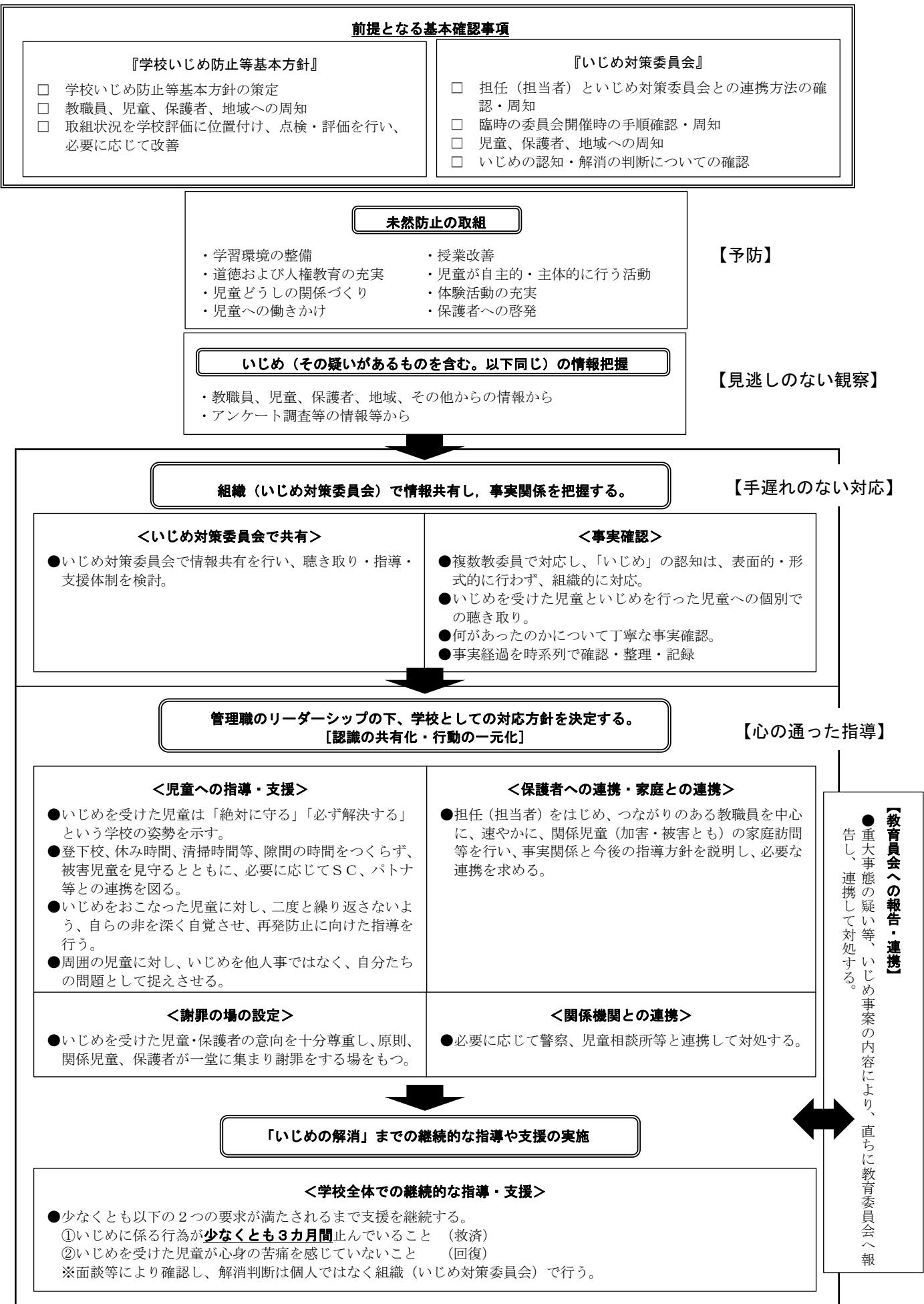
③ インターネットなどを通じて行われるいじめへの対応

- ・ 携帯電話やスマートフォンの所持および使用に関する実態把握を行う。
- ・ 携帯電話やスマートフォン、携帯ゲーム機における危険性および問題行動との関係について児童への指導、地域・保護者への啓発に努める。
- ・ 全校一斉（本校独自教育課程）の情報モラル教育を実施する。警察と連携して非行防止教室を実施する。

④ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守りおよび再発防止に向けた取組

- ・ 「いじめに係る行為が止んでいること」「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の要件を満たし、「いじめが解消している」と判断した場合でも、当該いじめを受けた児童およびいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察するとともに、引き続き家庭と情報交換を密にして、安心して学校生活・日常生活が送れるよう支援を続ける。
- ・ いじめを防止する力、公平性や正義感を育てる学習活動を重点的に行う。
- ・ 豊かな人間関係を紡ぐための交流学習に取り組む。
- ・ 教職員の言動が児童に与える影響を十分に踏まえ、大人として信頼される働きかけを継続する。

くいじめ事案に対する組織的な対応の流れ>



(4) 教職員の資質能力向上の取組

① 内容（いじめ事案対処に関する校内研修等）

- ・児童の発するサインを見逃さないようにするために、児童理解、子ども支援の研修を行う。
- ・丁寧な初期対応、自己決定の場の設定、自己存在感の獲得、共感的な人間関係の育成についての研修を深める。

② 実施時期

4月 その他隨時。

4 保護者・地域、関係機関との連携

① 地域・家庭との連携の推進

- ・PTAや学校運営協議会と連携し、家庭教育講座、地生連等を活用して家庭・地域への啓発を行う。
- ・地生連等と連携し、地域見守りパトロールを行う。

② 関係機関との連携の推進

- ・スクールカウンセラーとの連携を密にし、日常的に情報交換を図る。
- ・児童相談所との連携を図り、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもの精神的ケアを十分に行う。
- ・いじめの事案によっては、警察との連携を密にし、いじめを受けた子どもの生命の安全を最優先にする。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、「いじめ防止対策推進法」第28条を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処および同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導および支援を得ながら、真摯にかつ誠心誠意、調査を行う。また、いじめを受けた児童およびその保護者に調査に係る事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

重大事態として取り扱う案件は、

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（例えば、自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な損害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等）

② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生を防止するための取組の推進等を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体となった場合には、委員会の指示の下、資料の提出等、調査への協力をを行う。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	関係機関との連携
4	いじめ対策委員会 職員会議 「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解 いじめ防止教育研修（未然防止・早期発見・積極的認知・保護者への発信・関連機関との連携） 生徒指導研修 「気にかかる子」に関する共通理解	あいさつデー こころの日	学級懇談会 個人懇談会（全家庭）	
5	いじめ対策委員会 総合育成支援教育研修 人権教育部公開授業（さくら学級） 情報モラル（授業参観）	朝会での児童への説明 いじめ対策委員の紹介 あいさつデー 朝会（憲法月間） こころの日参観 1年生をむかえる会 縦割りグループ発足 縦割り遊び 非行防止教室（2・4・6年生）	個人懇談会（全家庭） 学校だより・ホームページにて周知	PTA総会（未定） PTA実行委員会（以後随時）
6	いじめ対策委員会	あいさつデー こころの日 児童集会 縦割り遊び 6年生修学旅行	第1回いじめに関する記名式アンケートの実施・分析 担任による教育相談	
7	いじめ対策委員会 年間の取組の見直し 障害のある人にかかる課題、ジェンダー平等にかかる課題、性にかかる課題についての研修	あいさつデー こころの日 児童集会 縦割り遊び	第1回学校評価アンケートの実施・分析 クラスマネジメントシートの実施・分析 担任による教育相談 夏季個人懇談会（全家庭）	
8	いじめ対策委員会	あいさつデー		学校運営協議会（全体会）
9	いじめ対策委員会	4年生宿泊学習 こころの日 児童集会 縦割り遊び	第1回いじめに関する記名式アンケート・クラスマネジメントシートの結果の共有	

10	いじめ対策委員会 性にかかる課題教育研修 (授業参観指導内容交流)	あいさつデー こころの日 スポーツ大会 児童集会 縦割り遊び	学校評価結果公表に合わせ、 いじめの現状を報告	学校運営協議会 (理事会)
11	いじめ対策委員会 性にかかる課題教育 (授業参観) 「性にかかる課題教育研修会「はぐくみセミナー」	あいさつデー こころの日 児童集会 縦割り遊び 5年生宿泊学習	こころの日参観 (性にかかる教育) 家庭教育講座 (性にかかる課題についての講演)	地生連 (家庭地域教育学級)
12	いじめ対策委員会 年間の取組の見直し	人権月間 あいさつデー こころの日 児童集会	第2回いじめに関する記名式アンケートの実施・分析 担任による教育相談 冬季個人懇談会 (全家庭)	
1	いじめ対策委員会	あいさつデー こころの日 児童集会 縦割り遊び	クラスマネジメントシート の実施・分析 第2回いじめに関する記名式アンケート・クラスマネジメントシートの結果の共有	
2	いじめ対策委員会	あいさつデー こころの日 児童集会 縦割り遊び 体験入学 学習発表会 (学年毎に9月～2月 に実施)	第2回 学校評価アンケートの 実施・分析 新1年生保護者入学説明会 家庭教育講座	
3	いじめ対策委員会 学校いじめ防止プログラムの見直し	あいさつデー こころの日 児童集会 縦割り遊び 6年生を送る会	学校評価結果公表に合わせ、 いじめの現状を報告 学級懇談会	学校運営協議会 (理事会) P T A総会